(2)　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

第百四十九条第一項第四号に次のように加える。

ト　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第百四十九条第一項第五号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百四十九条第一項第五号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百四十九条第一項第六号イを次のように改める。

イ　営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第百五十七条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第百五十七条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百四十九条第一項第六号ニを削り、同号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百四十九条第一項第六号ホ中「三・五トンを超えるバス又はトラック」を「二・五トンを超え三・五トン以下のトラック」に改め、同号ホ(1)中「平成二十一年軽油重量車基準」を「平成二十一年軽油軽中量車基準」に改め、同号ホ(2)中「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（第百五十七条第一項第三号ホ(1)(i)及び第二項第三号ニ(1)(i)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ii)　道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下(ii)及び第百五十七条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第百四十九条第二項中「第四号イからハまで」を「第四号イからニまで」に改め、「規定は、」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

第四号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五
第四号イ(3)	基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）
第四号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五
第四号ロ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率
第四号ハ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五
第四号ニ(2)	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五
	平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十二
	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十四
	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七
	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七

第百四十九条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項（第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年